

ビジネス許認可ワンポイント講座

第4回 建設業許可の区分【知事許可or大臣許可】

建設業許可の区分として、【知事許可or大臣許可】と【一般許可or特定許可】の2種類の区分があります。建設業の許可を取得する際には、【知事許可or大臣許可】のいずれか一方の許可を選択する必要があり、なおかつ、申請する業種ごとに【一般許可or特定許可】のいずれかを選択しなければならないことになっています。今回は【知事許可or大臣許可】の区分について、確認していきます。

知事許可と大臣許可の区分は、簡単に言うと営業所の所在地によって生じる区分です。二つ以上の都道府県に営業所を設けて営業しようとする場合は、「国土交通【大臣許可】」、一つの都道府県のみで営業所を設けて営業しようとする場合は、その営業所の所在地を管轄している「都道府県【知事許可】」を受ける必要があります。

例えば、愛知県内に複数の営業所があっても、他の都道府県には1箇所も無い場合は、愛知県知事許可を受けることになり、愛知県に本店営業所、東京都に支店営業所があるような場合には、大臣許可を受ける必要があります。ここで、注意していただきたいのは、「営業所」の考え方です。建設業法上の「営業所」とは、「本店、支店、常時建設工事の請負契約を締結する事務所」とされており、少なくとも、①請負契約の見積り、入札、契約締結等の実体的

な業務を行っていること、②電話、机、帳簿などを備え、居住部分とは明確に区分された事務室が設けられていること、③見積り契約の見積り、入札、契約締結等に関する権限を付与された者が常勤していること、④技術者が常勤していること、の要件を備えている必要があります。実体のない単なる登記上の本店・支店、建設業と関係のない業務のみを行う本店・支店、単なる作業場、資材置場、事務連絡所、臨時的に設置される工事事務所は、建設業法上の「営業所」には該当しません。また、知事許可と大臣許可の区分は、営業所の所在地のみでなされている区分ですので、知事許可であっても、大臣許可であっても、営業する区域や建設工事を施工する区域について、なんら制限はありません。

次回以降は、【一般許可or特定許可】の区分を確認していきたいと思えます。

ご相談は 田中聡行政書士事務所
〒466-0023 名古屋市中区石仏町1丁目
3番地第二円昭ビル3A
TEL 052-848-9211 FAX 052-848-9212

事業再生なら鈴木相談

第9回 リスクの終わりに備えよう

銀行からリスク(返済条件の変更)支援を受けている企業数は、総企業数の15%くらいだと思います。円滑化法が終わって2年以上が経過した今も、「中小企業から返済条件を変更してほしい」との申し出があったら前向きに検討しなさい」という金融庁の金融機関に対する指導は続いています。ここ数期間の好況のおかげで金融機関は、今なら相当の不良債権・破たん債権を償却できているはずですが(倒産が急増しても大丈夫)。保証協会は、円滑化法のおかげで代位弁済額が急減したため、今なら倒産が急増しても吸収余力は十分であると自信を持っているでしょう。

安閑関連法案が片付きさえすれば、政府は円滑化法の実質打ち止めを決定できるのですが、それにはもう少しの時間が必要です。

円滑化法が実質終了すれば、リスク企業の中から破綻やむなしとされる企業が選別されます。生き残ることができる企業の条件は、おおよそ次のようなものになるでしょう。

- ①黒字であること
- ②債務超過でないこと
- ③借金残高を10~20年くらいで完済できる収益力があること。

リスク中の企業は当然改善計画に沿った改善努力を続けておられることで、残された時間は多くはありません。気を引き締めて力を出し切りましょう。

お問合せ、ご相談はお気軽に
事業再生コンサルタント 鈴木廣彦
Tel.052-526-6506 Fax.052-526-6508
E-mail suzuki-hirohiko@cameo.plala.or.jp



アステル行政書士事務所
代表 丹所美紀
電話 05683357100
ファクシミリ 05683357102

企業活動を行っていく上で、企業外部の誰とも関わり合いを持たないということはあり得ません。近年はインターネットの発達により、店舗を持たずにインターネット上でビジネスが行われていることもありますが、多くの企業がホームページやブログを開発されています。インターネット上であっても、企業のサイトを訪れる人とは間接的に関係性を築いています。そのため、直接顔を合わせたり会話をしたりする外部との関係のみならず、直接顔を合わせないサイト訪問者との関係も意識していきたいものです。今回は人的資産の構造資産についてお話させていただきます。ご精読ありごとうございました。

さて冒頭の1~5のうち、自社にはどれも無いという企業さんはいらっしやらないと思います。1~5はどれも企業と外部の関係性に関する強みです。このように企業の対外的な関係に付随する資産のことを関係資産といえます。

関係資産には、顧客仕入先、外注先、提携先、金融機関などとのつながりや信頼関係があります。中小企業の場合、関係資産が占める割合は10%程度だと言われています。なお関係資産の中に、企業と従業員という企業内部の関係性も含めて考える説もありです。この考え方によると、従業員が企業に対して抱いている安心感や、企業の将来に対する期待感なども関係資産に含まれることとなります。

1. お客様との関係
2. 仕入先との関係
3. 外注先との関係
4. 提携先との関係
5. 金融機関との関係

あなたの会社にこんなつながりはありませんか？

中小企業経営に活かす 知的資産の活用 第四回 知的資産の種類(関係資産)

備えあれば憂いなし ASK 不動産入門

第6回 生産緑地について

さて、今回は「生産緑地」についてのお話です。通常、市街化区域内にある農地は、転用目的があれば、「届出」をすれば、農地以外に転用できます。しかし、市街化区域内にある農地が「生産緑地」に指定されていると、基本的には、転用できません。「生産緑地」は、毎年の固定資産税が安くなるというメリットがありますが、その代わり、農地以外には使えないということになります。

「生産緑地」の指定を解除する(普通の転用ができる市街化区域内にある農地にする)ことができるのは基本的には、下記の場合です。

- ①「生産緑地」指定後30年経過
- ②病气などが理由で農業に従事できない
- ③本人が死亡し、相続人が農業に従事しないつまり、相続が開始した時にも、「生産緑地」の指定を解除する機会があります。

例えば、「生産緑地」に指定されて、まもなく相続が開始した場合、その機会に「生産緑地」の指定を解除する手続きをしないと、しばらくそのままということになります。「生産緑地」の場合、毎年の固定資産税は安くなりますが、いざ、転用したい(又は、売却したい)場合には、融通がききません。相続開始時には慎重に検討すべきだと思います。(了)

司法書士 林 清忠

電話 05683357161
ファクシミリ 05683357162



ご好評をいただきました
備えあれば憂いなしASK不動産
入門はこれで終了とさせて
いただきます。次回からは
「知つて得する司法書士実務」
が始まります。(編集人)

「マイナンバー制度」がもうじき スタート!

マイナンバーとは、「社会保障・税番号制度」のことで、2015年1月より全国民対象に利用が開始される番号制度です。この制度の根拠となる法律は、「行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(2013年5月24日成立・同31日公布)ですが、公募により「マイナンバー法」という親しみやすい名称がつけられました。

2016年1月からの制度利用開始時は、基本的に「社会保障分野」「税分野」「災害対策分野」でのみ利用され、その中でも法律で定められた行政手続法にしか使えないこととなっていますが、マイナンバーは将来的に様々な分野での活用が検討されています。

2015年の10月には住民票を持つ国民にマイナンバーが記載された通知カードが郵送されます。

組合員企業様には、マイナンバーの導入にあたって、以下の準備をおすすめてください。

1. 全従業員がマイナンバーの存在を理解し、社内体制を整備しましょう
マイナンバーを扱うのは総務部門だけではなく経理部門やその他の部門も関わってきます
2. マイナンバー収集対象者の洗い出しをしましょう
だからマイナンバーを収集すべきか、従業員とその家族、支払調書の対象者など
3. マイナンバー収集対象者への周知と番号の収集をしましょう
*マイナンバーの通知カードを確実に受領するために住民票の住所が正しい内容で届け出されているかについての確認を行なうよう従業員にアナウンスします(添付資料①②参照)
4. 方針の明確化と規程整備をしましょう *ひな形あります
プライバシーポリシーなど、特定個人情報の取扱いにかかる基本方針を明確にした上で取扱規程を整備します

ASK Monthly Times 12号
発行人 鹿島 均
編集人 久保田 順二
photo jaykay

2016年
1月から

あなたにも、マイナンバー。
はじまります。



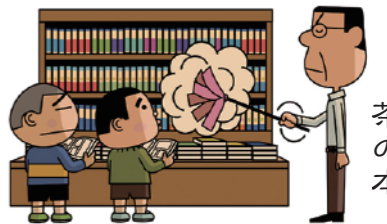
平成27年
10月
から
マイナンバーを
一人ひとりに
お届けします!

5. 安全管理措置を検討します
特定個人情報の漏えいを防止するため、安全管理措置を講じなければなりません
6. 社内システムの改修を進めましょう
様々な様式変更と社内規定の改修などにより社内システムの改修を進めましょう
7. 委託先、際委託先の体制確認、監督

本屋で立ち読み

茶の本【英文収録】

著者 岡倉天心
訳者 楠谷秀昭
出版社 講談社学術文庫



みずからの中の偉大なものの小ささを感ずることのできない者は、他人の中の小さいもの偉大さを見ず、こしやすい。普通
感ずることのできない者は、
他人の中の小さいもの偉大さを見ず、こしやすい。
岡倉 天心

(P15)・・・みずからの中の偉大なものの小ささを感ずることのできない者は、他人の中の小さいもの偉大さを見ず、こしやすい。普通の西洋人は、なめらかな自己満足にひたって、茶の湯に、東洋の珍奇と稚氣を構成する無数の風変わりなものに例を見るにすぎないであろう。西洋人は、日本が平和のおだやかな茶芸に耽つたとき、野蛮国とみなしていたものである。だが、日本が満州の戦場で大殺戮を犯しはじめて以来、文明国と呼んでいる。

近ごろ、「サムライの掟」わが兵士が勇躍して身命を捨てる「死の術」について多くの論評をきくけれども、茶道についてはほとんど注意が惹かれていない。茶道こそ、わが「生の術」を大いに表しているのである。もしもわが国が文明国となるために、身の毛もよだつ戦争の光栄に抱らなければならぬとしたら、われわれは喜んで野蛮人でいよう。われわれの技芸と理想にふさわしい尊敬がはられる時まで喜んで待つ。

いつになったら西洋は東洋を理解するだろうか。われわれアジア人種は、われわれに関して織られた事実と空想をききませた奇怪な話に、肝を冷やすことが多い。アジア人は、ねずみと油虫を食べて生きているのでなければ、蓮の香を吸って生きていると思われ描かれている。

無気力な狂信か、さもなければあてられぬ淫蕩である。インド人の霊性は無知であり、中国人の謹厳は愚鈍であり、日本人の愛国心は宿命論の結果であると冷嘲されてきた。アジア人は神経組織が鈍いために、傷や痛みを感じる、ことがすくないのだ、と語られてきた。

岡倉天心(おかくら てんしん)一八六二―一九三三横浜生まれ
本名寛三。東京大学卒業。フェロノサに師事。東京美術学校校長を経て、横山大観らと日本美術院を創立。ポストン美術館東洋部長として国際的に名を知られた。